

白虎通疏証・五行

ここでは、清陳立撰「白虎通疏証」巻二から、「五行」を読み下した。テキストは、早稲田大学古典籍総合データベース所蔵のもの(1875年)である。内容にしたがって全体をⅠ～Ⅳに分け、さらに細かい章や段落に分けた。

五行

Ⅰ・1

五行とは何の謂いぞや。金、木、水、火、土を謂うなり。行と言う者は天をして氣を行らしむを言わんと欲する義なり。地の天を承くるは、なお妻の夫に事え、臣の君に事うるや、その位を卑と謂うがごとし。卑は親(みずか)ら視事(実際の政務を執行する)し、故に自(おのずか)ら一行に周(あう、合致する)い、天に尊ばるるなり。尚書に、一に曰く水、二に曰く火、三に曰く木、四に曰く金、五に曰く土と。

Ⅰ・2 五行の方位

水位は北方に在り、北方は黄泉の下に陰氣在り、萬物を養うに任ず。水は言たれば淮なり。陰は化して沾(うるおす)濡し、木を生(な)すに任ず。木は東方に在り。東方は陰陽の氣、始めて動き、萬物、始めて生ず。木は言たれば觸なりて、陽氣、動躍す。火は南方に在り、南

方とは陽の上り在り、萬物は垂枝(枝を垂れる)す。火は言たれば委隨(すなおで大人しい、軟弱)なりて、萬物を布施(恩恵をほどこす)するを言う。火の言たれば化なりて、陽氣用事(用をつとめ)し、萬物、變化するなり。金は西方に在り、西方とは陰始めて起り、萬物禁止(自由をうばう、軟禁する)す。金は言たれば禁なり。土は中央に在り、萬物を吐(はく、ものをいう、あらわれる)含(口にふくむ、感情があらわれる)するを主る。土は言たれば吐なり。

何ぞ東方の生なるを知る。樂記に曰く、春は生、夏は長、秋に收、冬に藏と。土の名づけざる時の所以は、地、土は別名なり、比(これ)此(五行において最も尊ばる、故に自ら居らざる部職なり。元命苞に曰く、「土は無位にして道在り、故に大一は化に與からず。人の主どるに任(まか)せざる部職なり」と。

五行者何謂也。謂金木水火土也。言行者、欲言為天行氣之義也。地之承天、猶妻之事夫、臣之事君也、謂其位卑。卑者親視事、故自周於一行、尊於天也。尚書「一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土」水位在北方、北方者陰氣在黃泉之下、任養萬物、水之為言准也、陰化沾濡任生木。木在東方。東方者陰陽氣始動、萬物始生。木之為言觸也、陽氣動躍。火在南方、南方者陽在上、萬物垂枝。火之為言委隨也、言萬物布施。火之為言化也、陽氣用事、萬物變化也。金在西方。西方者陰始起、萬物禁止。金之為言禁也。土在中央者、主吐含萬物。土之為言吐也。何知東方生。樂記曰「春生夏長秋收冬藏」土所以不名時、地、土別名也、比於五行最尊、故不自居部職也。元命苞曰「土無位而道在、故大一不與化、人主不任部職」

1-3 五行の性質

五行の性、或は上り、或いは下るは何ぞ。火は陽なりて尊し、故に

上る。水は陰なりて卑し、故に下る。水は少陽、金は少陰、中和の性有り、故に曲るべく直るべく、從革なり。土は最も大いなり、物を苞含し、將に生きんとするものは出、將に歸せんとするものは入る、清濁を嫌わず萬物の爲にす。尚書に曰く、水は曰く潤下、火は曰く炎上、氣は曰く曲直、金は曰く從革、土は稼穡爰(爲、曰たり)。五行の二陽三陰なる所以は何ぞ。土は尊し、尊きものは天に配せば、金木水火の陰陽は自から偶(つりあう、匹敵する)う。

五行之性或上或下何。火者陽也、尊、故上。水者陰也、卑、故下。水者少陽、金者少陰、有中和之性、故可曲可直、從革。土者最大、苞含物、將生者出者、將歸者入、不嫌清濁為萬物。尚書曰水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、金曰從革、土爰稼穡。五行所以二陽三陰何。土尊、尊者配天、金木水火、陰陽自偶。

1.4 五味

水味の鹹なる所以は何ぞ。これ其の性なり。北方の鹹なる所以は、萬物鹹なるか(與か 助詞、文を整える)、堅きゆえんなり。五味はなお鹹を得て乃ち堅なるごとし。

木味の酸なる所以は何ぞ。東方は萬物の生なりて、酸は達(タツのびる)生するなり、五味はなお酸を得て乃ち達せるがごとし。

火味の苦き所以は何ぞ。南方は長養を主る。苦きは長養する所以なり。五味は苦を須(もち)い、以って養うべし(可以の句法)。

金味の辛き所以は何ぞ。西方煞(殺)傷して物を成す、辛は煞傷するの所以なり。五味はなお辛を得て乃ち委(なえる、おとろえる)煞(ころす、

そこなう(せ)るなり。

土味の甘き所以は何ぞ。中央とは中和なるが故に甘し。五味のなお甘きをもつて主たるごとし。

尚書に曰く潤下は鹹を作し、炎上は苦を作し、曲直者酸を作し、從革は辛を作し、稼穡は甘を作す、と。

一・五 五臭

北方その臭の朽なるは何ぞ。北方は水にて、萬物の幽藏するところなり、また水は垢濁を受ける、故に臭は腐朽なり。

東方は木なりて萬物、地中より新たに出ずる、故にその臭は膾なり。

南方は水なりて、盛陽は動を承ける、故にその臭は焦なり。

西方は金なりて、萬物、成熟し始て復諾(実って頭をたれるということか)す、故にその臭は腥なり。

中央は土なりて養を主どる、故にその臭は香なり。

月令に曰く、東方はその臭膾、南方はその臭焦、中央はその其臭香、

西方はその臭腥、北方はその臭朽、と。

名の東方と爲す所以は動の方なり、萬物始めて動生するなり。

南方は任養の方なりて、萬物、懐任するなり。

西方は遷の方なりて、萬物、遷落するなり。

北方は伏の方なりて、萬物、伏藏するなり。

水味所以鹹何。是其性也。所以北方鹹者、萬物鹹與、所以堅之也、猶五味得鹹乃堅也。木味所以酸何。東方、萬物之生也、酸者以達生也、猶五味得酸乃達也。火味所以苦何。南方主長養、苦者所以長養也、猶五味須苦可以養也。金味所以辛何。西方斂傷成物、辛所以斂傷之也、猶五味得辛乃委斂也。土味所以甘何。中央者、中和也、故甘、猶五味以甘為主也。尚書曰「潤下作鹹、炎上作苦、曲直作酸、從革作辛、稼穡作甘」北方其臭朽者何。北方水、萬物所幽藏也、又水者受垢濁、故臭腐朽也。東方者木也、萬物新出地中、故其臭膻。南方者水也、盛陽承動、故其臭焦。西方者金也、萬物成熟、始復諾、故其臭腥。中央土也、主養、故其臭香也。月令曰「東方其臭膻、南方其臭焦、中央其臭香、西方其臭腥、北方其臭朽」所以名之為東方者、動方也、萬物始動生也。南方者任養之方、萬物懷任也。西方者遷方也、萬物遷落也。北方者伏方也、萬物伏藏也。

二 二陰一陽

少陽は寅(正月)に見わる、寅は演なりて、律は(十二律の中では)太簇※に中る、律の言は率。率氣は生かしむる所以なり。卯に盛んになりて、卯は茂なり。律は夾鐘に中る。辰に衰え、辰は震なり。律は姑洗※に中る。

その日は甲乙、甲は萬物、孚(卵がかえる、はぐくむ)甲(木の芽のさや)※す。乙は、物、蕃屈し、節、出んと欲す。時は春たりて、春の言たるや鯉鯉、動なり。位は東方に在り。その色は青、その音、角は氣の動躍するなり。その帝は太皞、太皞は、大起して萬物擾(みだれる)するなり。その神は、句米(ぼんやりとしている)、句米とは、物の始生、芒の言たるや萌なり。その精は青龍、陰中の陽なり。陰中の陽なるが故に、太陽は巳に於て見るるなり。巳に於ては、物必ず起こる。律は中呂に中る。午に壯盛なりて、午は物の滿長にして、律は蕤賓※に中る。未に衰え、未は味なりて、律は林鐘※に中る。その日は丙丁、

丙は、その物炳(あきらか)明、丁は強なり。時は夏となし、夏の言は大なり。位は南方に在り、その色は赤。その音は徵、徵は止なりて、陽度の極なり。その帝は炎帝にして、炎帝は太陽なり。その神は祝融にして、續に屬(つら)なる。その精は朱鳥、離(靈鳥)は鸞※たり。

※太簇タイソウ：古代音楽の十二律の中の一つ。陽の六律の第二。正月の別称。律とは音を定める竹の長さで、その違いによつて十二音を定めた。周代に確立。

※姑洗コセン：陽の六律の第三律。陰暦三月の別称。

※孚甲フコウ：木の芽の鞘(甲)をひらいて、芽が外に萌え出る(孚)こと。

※蕤賓ズイヒン：蕤ズイは、垂れ下がって咲く花。十二律のうちの第七律。

※林鐘：陽の六律の第五。

※鸞ラン：鳳凰の一種で、羽は五色が混ざり、鳴き声は五音に適うという。

少陽見寅、寅者、演也、律中太簇、律之言率、所以率氣令生也。盛於卯、卯者、茂也、律中夾鐘；衰於辰、辰震也、律中姑洗。其日甲乙者、萬物孚甲也；乙者、物蕃屈有節欲出。時為春、春之為言鯉鯉動也。位在東方。其色青。其音角、角者、氣動躍也。其帝太皞、太皞者、大起萬物擾也。其神句芒、句芒者物之始生、芒之為言萌也、其精青龍、陰中之陽故。陰中陽故、太陽見於巳、巳者物必起、律中中呂。壯盛於午、午物滿長、律中蕤賓。衰於未、未味也、律中林鐘。其日丙丁丙者、其物炳明、丁者強也。時為夏、夏之言大也。位在南方。其色赤。其音徵、徵止也、陽度極也。其帝炎帝、炎帝者太陽也。其神祝融、屬續。其精朱鳥、離為鸞故。

故に少陰は申に見れ、申とは身なりて、律は夷に中れば則ち、酉に壯んなり、酉は老なるがゆえに、物、收斂す。律は南呂に中り、戌に衰う。戌は滅なりて、律は無射に中る。無射とは無聲なり。その日は庚辛、庚とは、物の庚(更)するなり。辛とは、陰、始めて成るなり。時は秋たりて、秋の言は愁なり。その位は西方、その色は白、その音は商、商とは強なり。その帝は少皞、少皞とは少斂なり。そ

の神は蓐收、蓐收とは縮なり。その精は白虎、虎の言たるや搏討なり。

故に太陰は亥に見る、亥とは彊(飲食して喉がむせる、つまる)なり。律は應鐘に中り、子に壯んなり。子とは孳(ジ ふえる)なりて、律は黄鐘に中る。丑に衰え、丑とは紐なりて、律は大呂に中る。その日は壬癸、

壬とは陰の任じしむなり、癸とは揆度なり。時は冬たりて、冬の言たるや終なり。その位は北方に在りて、その音は羽、羽の言たるや

舒(のべる、ゆるやかな)、萬物、始めて孳すを言う。その帝は顓(セン 愚鈍な、善良な、独占する)頊(キョク つつしむ)、顓頊とは寒縮するなり。その

神は元冥、元冥とは入冥なり。その精は元武、**掩(おおう、さえぎる、たち**

まち)起、離體(離はとり、鳥のからだ)、泉龜蛟(コウ みずち、水中に住み洪水を

掌る)珠(たま、ドブガイの中にできる真珠)蛤(コウ はまぐり、蛙、蝦蟇)。「**掩起以下**

は元武の体についての記述のようだが不明の点が多くある」

土は中宮たりて、その日は戊己、戊とは茂なり、己とは屈起を抑するなり。その音は宮、宮は中なり。その帝は黄帝、その神は后土。

故少陰見於申、申者身也、律中夷則壯於酉、酉者老也、物收斂、律中南呂。衰於戌、戌者滅也、律中無射。無射者無聲也。其日庚辛、庚者、物庚(更)也。辛者、陰始成。時為秋、秋之言愁也。其位西方。其色白。其音商、商者強也。其帝少皞、少皞者少斂也。其神蓐收、蓐收者縮也。其精白虎、虎之爲言搏討也。

故太陰見於亥、亥者彊也。律中應鐘、壯於子、子者孳也、律中黃鐘。衰於丑、丑者紐也、律中大呂。其日壬癸、壬者陰使(始)任、癸者揆度也。時為冬、冬之爲言終也。其位在北方、其音羽、羽之爲言舒、言萬物始孳。其帝顓頊、顓頊者寒縮也。其神元冥、元冥者入冥也。其精元武、掩起離體、泉龜蛟珠蛤。土爲中宮、其日戊己、戊者茂也、己者抑屈起。其音宮、宮者中也。其帝黃帝、其神后土。

三 礼記・月令による律

(礼記)月令にいわく、

十一月は、律にこれを黄鐘と謂うは何ぞ。黄は中和の色、鐘は動なり。陽氣、黄泉の下において動き、萬物を養うを言うなり。

十二月は、律にこれを大呂と謂うは何ぞ。大は大なり、呂とは拒なり。陽氣、出んと欲して、陰の許さざるを言うなり。呂の言たるや拒なり。旅は抑拒して、これを難くするなり〔呂は脊柱の象形で、

篆文では脊。呂は旅である〕。

正月は、律にこれを太蔟と謂うは何ぞ。太はまた大なり、蔟とは湊なり。萬物の始めて大いに地に湊(むかう、あつまる)いて出づるを言うなり。

二月は、律にこれを夾鐘と謂うは何ぞ。夾は孚甲なりて、萬物の孚甲するを言う。種〔種は夾鐘の鐘を指す〕は類分するなり。

三月は、律にこれを姑洗と謂うは何ぞ。姑は故なり、洗とは鮮なりて、萬物皆、故きを去りてその新しきに就き、鮮明ならざるは莫きなりを言う。

四月は、律にこれを仲呂と謂うは何ぞ。陽氣まさに極らんとし、中充ちて大なるを言うなり。故に中に復るは、これを難(はば)むなり〔十

二月・呂者拒也〕。

五月はこれを蕤賓(ずいひん)と謂うは何ぞ。蕤とは下るなり、賓(重要な

脚)とは敬(うやまう)なり。言陽氣、上り極まり、陰氣、始めて起こるがゆえにこれを賓敬するを言うなり。

六月はこれを林鐘と謂うは何ぞ。林とは衆(おおい)なりて、萬物、成熟して、種(品目・部類)〔鐘〕類(たぐい)、衆多なり。

七月はこれを夷則と謂うは何ぞ。夷は傷なり、則是法なり。萬物、始めて傷られ、刑法せらるるを言うなり。

八月はこれを南呂と謂うは何ぞ。南とは任なりて、陽氣、尚(くわわ)り有りて、齊(なずな)麥を生すに任すを言うなり。故に陰はこれを拒むなり。

九月はこれを無射と謂うは何ぞ。射は終なり。萬物、陽に隨いて終り、まさに復た陰に隨いて起こり、終已の有ることなきを言うなり。

十月はこれを應鐘と謂うは何ぞ。應は應なり、鐘は動なり。萬物、陽に應じて動き、藏に下るなり。

月令十一月、律謂之黃鐘何。黃者中和之色、鐘者動也。言陽氣於黃泉之下、動養萬物也。

十二月、律之謂之大呂何。大者大也、呂者拒也。言陽氣欲出、陰不許也。呂之爲言拒也。旅抑拒難之也。

正月、律謂之太簇何。太亦大也、簇者湊也。言萬物始大湊地而出也。

二月、律謂之夾鐘何。夾者孚甲也、言萬物孚甲。種(鐘)類分也。

三月、律謂之姑洗何。姑者故也、洗者鮮也。言萬物皆去故就、其新、莫不鮮明也。

四月謂之仲呂何。言陽氣將極、中充大也。故復中難之也。

五月謂之蕤賓何。蕤者下也、賓者敬也。言陽氣上極、陰氣始起。故賓敬之也。

六月謂之林鐘何。林者衆也、萬物成熟、種(鐘)類衆多也。

七月謂之夷則何。夷、傷也。則法也。言萬物始傷、被刑法也。

八月謂之南呂何。南者任也、言陽氣尚有、任生齊麥也。故陰拒之也。

九月謂之無射何。射者終也。言萬物隨陽而終、當復隨陰而起、無有終已也。

十月謂之應鐘何。應者應也、鐘者動也。言萬物應陽而動下藏也。

IV・1 五行の相生

五行の更ごも王ずる所以は何ぞ。その轉ずるを以つて相生するが故に、終始有るなり。木は火を生じ、火は土をずる、土は金を生じ、金は水を生じ、水は木を生ずる。是れ以て木王するとき、火は相(補佐)たり、土は死し、金は囚(とら)え、水は休(や)む。王の勝つ所は、死し囚われるが故に王は休む。木の王するとき火の相たるは何ぞ。おもえらくは臣なり、土の死する所以は、子は父のために仇に報いればなり〔土剋水で剋された水の子である木は、親の仇である土を剋するのである〕。五行の子は慎み、物は母に歸る。木王すれば火は相たりて、金成れば、それ火は金を蔑く。金は水を生じ、水は火を滅す。報ゆるがその理なりて、火は土を生じ、土は則ち水を害す、能く禦することなし。

五行所以更王何。以其轉相生、故有終始也。木生火、火生土、土生金、金生水。水生木。是以木王、火相、土死、金囚、水休、王所勝者死囚、故王者休。木王火相何。以知為臣、土所以死者、子爲父報仇者也。五行之子慎之物歸母、木王火相、金成其火蔑金。金生水、水滅火、報其理、火生土、土則害水、莫能而禦。

Ⅳ - 2 五行の相剋

五行の相い害する所以とは、天地の性、衆きは寡きに勝つ、故に水は火に勝つなり。嘗なるは堅きに勝つが故に火は金に勝つ、剛なるは柔かきに勝つが故に金は木に勝つ、専らなるは散ずるに勝つが故に木は土に勝つ、實は虚に勝つが故に土は水に勝つなり。火陽は君の象なり。水陰は臣の義なり。臣のその君に勝つ所以は何ぞ。此を無道の君と謂う故に、衆陰の害する所となる、なお紂王のごときなり。これ水をして得て施行せしめ、金もつてこれに蓋し、土もつてこれに應ぜしめ、温かきを欲せば則ち温く、寒(つめた)きを欲せば則ち寒く、また何れに従りてか火を害(そ)ぐを得んや。五行は各のおの陰陽ありと曰う、木は火を生せども、還りてその母を焼くは何ぞ。曰く、金は木に勝ち、火は木の爲に金を害がんと欲す。金は堅淮にして消(つか)れ難し、故に母〔木〕は遜體(木の柔らかい体)を以つて火の金を焼くを助く。これ自ら子を成さんと欲すの義なり。また陽道相い離れざるが故に、兩盛火、子を死なしめてこれを繼ぐに及ぶ。

五行所以相害者、天地之性衆勝寡、故水勝火也。嘗勝堅、故火勝金、剛勝柔、故金勝木、專勝散、故木勝土、實勝虚、故土勝水也。火陽、君之象也。水陰、臣之義也。臣所以勝其君何。此謂無道之君。故爲衆陰所害、憑紂王也。是使水得施行、金以蓋之、土以應之、欲温則温、欲寒則寒、亦何從得害火乎。曰五行各自有陰陽、木生火所以還燒其母何。曰金勝木、火欲爲木害金。金者堅淮難消、故母以遜體助火燒金。此自欲成子之義。又陽道不相離、故爲兩盛火死子乃繼之。

△ 五行の一年に於ける配当

木の王する七十二日たる所以は何ぞ。土は四季に各のおの十八日(ずつ)王じ※、合して九十日、爲して一時、王すること九十日なり。土の四季に王する所以は何ぞ。木は土非(あらざれば生ぜず、火は土非(あらざれば榮えず、金は土非(あらざれば成らず、水は非(あらざれば高まらず。土は微(よわる)を扶け、衰ゆるを助けて、歴(あまね)くその道を成す。故に五行は更もごも王ず。また土を須(もち)いるや、四季を王じ、中央に居りて時を名のらず。

五行は何を以つてか、同時に丑を起(こ)すを知る。訖義相生傳に曰う、五行は各のおの名を別つを以つて並び起(こ)ると。

※土は四季のそれぞれに十八日ずつ旺ずる

木王所以七十二日何。土王四季、各十八日、合九十日、爲一時王九十日。土所以王四季何。木非土、不生火、非土不榮金、非土不成水、非土不高土、扶微歴成其道。故五行更王、亦須土也。王四季居中央不名時。五行何以知同時起丑訖義相生傳曰、五行並起各以名別。

Ⅵ・1 雑論 1

a 陽氣は陰を搬(サイ) 殺 そぎ、火中に生物なく、水中に反つて生物有るは何ぞ。生くる者は火を内(おさ)めるを以つてし、陰(水)も内に在り。故に(火中では)生きざるなり。

b 水火は獨り一種なるに、金木は多品なるは何ぞ。以爲へらくは、南北は陰陽の極なりて、その極を得る故に一なり。東西はその極に

あらざるが故に一ならざるなり。

c 水木は食うべきなるが、金火土は食うべからざるは何ぞ。木は陽なりて、陽は生を施すが故に食うべきなり。火は陰内(うち)に在りて、金は陰晝畫(晝)おしむ いやしい)なるが故に食うべからず。

d 火水の人を殺す所以は何ぞ。水は盛氣なるが故に入りて人を殺し、火は陰内に在るが故に人を殺し、水より壯きなり。金木は微氣なるが故に自ら人を殺すあたわざるなり。火その中に入るべからざるは、陰内に在るなり。入れば則ち人を殺すかな。水土は陽内に在るが故にその中に入るべし。金木は微氣、精密ゆえに入るを得るべからざるなり。

e 水火は人功を加え用を爲すべからざるに、金木は人功を加うるは何ぞ。火は盛陽、水は盛陰なり。氣盛んなれば不變なり、故に人功を加え人用を爲すべからず。金木は自ら成るあたわざるが故に人の功を加うるを須ち、以て人用を爲すなり。

f 五行の性は火熱く水は寒たし、温水有れども、寒火なきは何ぞ。明臣は君たるべきも、君は更に臣たるべからず。五行は常に在るも、火は乍(むし)ろ亡きなるは何ぞ。水は太陰なりて、刑者故常在。金は少陰、木は少陽なりて、氣微(わず)かにして變無きが故にまた常に火在り。太陽は精微、人君の象。像尊くして常に藏れること、なお天子の九重の内に居るがごとく、臣下これを衛るなり。木に藏すとは、仁に依るなり。水は金より生ず、須らく人これを取りて乃ち成すべ

し〔意が不明〕。陰は卑しくして自ら成るぬたわざるなり。

g 木の浮く所以、金の沈む所以は何ぞ。子は母から生れる義なり（木は水の子、金は水の母）。肝の沈む所以、肺の浮く所以は何ぞ。知有ればその母を尊ぶなり（肝の母は水、水の母は肺）。一説には木は金を畏れ、金の妻は庚〔金の兄かのえ〕、庚を受ければ化す〔化〓文化が高い〓知〕。木はその本に法り、柔くして曲直すべし、故に浮くなり。肝はその化に法り、直なるが故に沈む。五行は皆、同義なり。

陽氣陰撥火中無生物、水中反有生物何。生者以内火陰在內。故不生也。

水火獨一種、金木多品何。以爲南北陰陽之極也、得其極故一一也。東西非其極也、故非一也。

水木可食、金火土不可食何。木者陽、陽者施生、故可食。火者陰在內、金者陰畫（〓吝リン おしむ いやしい）、故不可食。

火水所以殺人何。水盛氣也、故入而殺人、火陰在內、故殺人、壯於水也、金木微氣、故不能自殺人也。火不可入其中者、陰在內也。入則殺人矣。水土陽在內、故可入其中。金木微氣也、精密不可得入也。

水、火不可加人功爲用、金木加人功何。火者盛陽、水者盛陰者也。氣盛不變、故不可加人功爲人用。金木者不能自成、故須人加功、以爲人用也。

五行之性、火熱水寒、有温水、無寒火何。明臣可爲君、君不可更爲臣。五行常在、火乍亡何。水太陰也、刑者故常在。金少陰、木少陽、微氣無變、故亦常在。太陽精微、人君之象。像尊常藏、猶天子居九重之內、臣下衛之也。藏於木者、依於仁也。水自生金、須人取之乃成、陰卑不能自成也。

木所以浮、金所以沈何。子生於母之義。肝所以沈、肺所以浮何。有知者尊其母也。一説木畏金、金之妻庚、受庚之化、木者法其本、柔可曲直、故浮也。肝法其化、直、故沈。五行皆同義。

VI - 2 雜論 2

1 天子の内に明るく外に昧き所以、人の外に明るく内に昧き所以は何ぞ。明天の人は相嚮（むかう、ひびく）いて治むを欲するなり。**2** 行

に五あり時に四あるは何ぞ。四時は時を爲し、五行は節を爲す、故に木王ずれば即ちこれを春と謂い、金王ずれば即ちこれを秋と謂い、土〔中央〕王は職に任せざるを尊び、君は部(地方)に居せず、故に時に四つ有るなり。3子の禪る(ゆずる、かえる)を肯なわざるは、何の法なるや。四時(四季)に法れば火(夏)は土(土用)を興こさず、金(秋)を興すなり。4父死んで子繼ぐは何の法なるや。木終りて火王(木が枯れて薪になる)に法るなり。5兄死んで弟及ぶは「兄の地位につく」何の法なるや。夏の春を承けるなり。6善善〔善いこと〕の子孫に及ぶは何の法なるや。春に生じて夏を待てば、復た長ずるなり。7惡惡〔悪いこと〕のその身だけに止るは何の法なるや。秋に煞(殺) 穫り入れるし、冬を待たざるに法る。8主、幼なりて、臣政を攝るは何に法るや。土用は季孟の滝に事(つか)うる〔三〕は意が不明に法る。9子の仇に復するは何に法るや。土の水に勝ち、水の火に勝つに法るなり。10子、父に順い、妻、夫に順い、臣、君に順うは、何に法るや。地の天に順うに法るなり。

天子所以内明而外昧、人所以外明而内昧何。明天人欲相嚮而治也。行有五、時有四何。四時為時、五行為節、故木王即謂之春、金王即謂之秋、土尊不任職、君不居部、故時有四也。子不肯禪何法。法四時火不興土而興金也。父死子繼何法。法木終火王也。兄死弟及何法。夏之承春也。善善及子孫何法。春生待夏、復長也。惡惡止其身何法。法秋煞不待冬。主幼臣攝政何法。法土用事於季孟之滝也。子之復仇何法。法土勝水、水勝火也。子順父、妻順夫、臣順君、何法。法地順天也。

11男(息子)、父母を離れざるは何に法るや。火、木を離れざるに法るなり。12女(娘)、父母に離れるは何に法るや。法水流れて金を去

るに法るなり。**13**妻を娶りて親しく迎えるは何に法るや。日入れば、陽の下陰(くら)きに法るなり。**14**君、臣に譲るは何に法るや。月に三十日あり、それ功と名づくるに法るなり〔意は不明〕。**15**善きは君に稱え、過ちは己に稱するは何に法るや。陰陽は共に敘(ついじ)、共に生うるに法る、陽は名づけて生、陰は名づけて煞(殺)。**16**臣に功有れば、功を君に歸すは何に法るや。明らかなるは日に歸すに法るなり。**17**臣の君を諫めるは何に法るや。金は木を正すに法るなり。**18**子の父を諫めるは何に法るや。火は直木を揉めるに法るなり。**19**臣の君を諫めるも従わざれば則ち去るは何に法るや。水は下から潤して上に達するに法るなり。**20**君子は子に遠く、孫に近きは何に法るや。木は火に遠く、土に近きに法るなり。**21**親しく屬臣の諫めるも相い去らざるは何に法るや。木の枝葉の相い離れざるに法るなり。**22**父が子の爲に隠れる(引退する、いたむ)は何に法るや。木の火を藏す(に法る)なり。**23**子が父の爲に隠れるは何に法るや。水の金を逃るるに法るなり〔水は金の子だが、水中に刀を立てても水は避けて流れる〕。**24**君に衆(おおくの)民あるは何に法るや。天に衆星あるに法るなり。**25**王は先ず親近に賜い、後に疏遠に(賜う)は何に法るや。天の雨ふらすに、高ければ先にこれを得るに法るなり。

男(息子)不離父母何法。法火不離木也。女(娘)離父母何法。法水流去金也。娶妻親迎何法。法日入、陽下陰也。君讓臣何法。法月三十日、名其功也。善稱君、過稱己何法。法陰陽共敘共生、陽名生、陰名煞。臣有功、歸功於君何法。法歸明於日也。臣諫君何法。法金正木也。子諫父何法。法火揉直木也。臣諫君、不從則去何法。法水潤下、達於上也。君子遠子、近孫何法。法木遠火、近土也。親屬臣諫不相去何法。法木枝葉不相離也。父爲子隱何法。木之藏火也。子爲父

隱何法。法水逃金也。君有衆民何法。法天有衆星也。王者賜先親近、後疏遠何法。天の雨ふらすに、高ければ先にこれを得るに法るなり。

26長幼は何に法るや。四時に孟、仲、季有るに法るなり。**27**朋友

は何に法るや。水、合流して相い承(う)くるに法るなり。**28**父母の

子を生して、長子に養う(育てる)は何に法る。水の木を生かし長大な

らしむに法るなり。**29**子の父母を養う(扶養する)は何に法る。夏の

長木を養うに法る、此れ火の母〔**木**〕を養うなり。**30**父命を以つ

て廢王を命ぜざるは何に法るや。金は土を畏れず火を畏れるに法る。

31陽の舒(ゆる)やかにして陰の急なるは何に法るや。日の行くは遅

く、月の行くは疾きに法るなり。**32**分土を分つこと有るに、無分民

を分つことなきは何に法るや。法四時に各のおの分つ有りて、生ず

る所の道なるに法るなり。**33**君の一(ひとり)を娶(めと)り、九(くにん)

を女(めあわ)すは何に法るや。九州の、天の施(ほどこし)〔**行**い〕に象る

に法るなり。**34**同姓を娶らざるは何に法るや。五行の類を異にすれ

ば、乃ち相生するに法るなり。**35**子の父母を喪うは何に法るや。木

は水を見(あ)わざれば則ち憔悴するに法るなり。**36**三年喪すは何に

法るや。三年を一閏とし、天道終るに法るなり。**37**父の子を喪(い

た)み、夫の妻を喪むは何に法るや。一歳すれば物に終始有り、天氣

もまた爲變を爲すに法るなり。**38**年に六十閉房〔**意は不明**〕するは

何に法るや。六月に陽氣衰うるに法るなり。**39**人に五藏六府有るは

何に法るや。五行は六合するに法るなり。**40**人の目は何に法るや。

日月の明らかなるに法るなり。**41**日は晝を照らし、月は夜を照らす、人の目の更もごも照らさざるは何に法るや。日もまた更もごも用事をするなり。**42**王の二王の後まで監みるは何に法るや。木の金を須まち以つて正し、水を須ちて以つて潤すに法るなり。**43**明王は先ず賞し、後に罰するは何に法るや。四時の先ず生じ、後に煞するに法るなり。

長幼何法。法四時有孟、仲、季也。朋友何法。法水合流相承也。父母生子、養長子何法。法水生木長大也。子養父母何法。法夏養長木、此火養母也。不以父命廢王命何法。法金不畏土而畏火。陽舒陰急何法。法日行遲月行疾也。有分土無分民何法。法四時各有分而所生者道也。君一娶九女何法。法九州象天之施也。不娶同姓何法。法五行異類乃相生也。子喪父母何法。法木不見水則憔悴也。喪三年何法。法三年一閏、天道終也。父喪子、夫喪妻何法。法一歲物有終始、天氣亦爲之變也。年六十閉房何法。法六月陽氣衰也。人有五藏六府何法。法五行六合也。人目何法。法日月明也。日照晝、月照夜、人目所不更照何法。日亦更用事也。王者監二王之後何法。法木須金以正、須水以潤也。明王先賞後罰何法。法四時先生、後煞也。